

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。更に、企業間の連携強化に取り組み。サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務の効率化を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. |その他（任意記載）

引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に 依頼・交渉します。また、約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いへの移行に 取り組みます。|

| 2026年1月20日 |

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

| (株) ティエスケイ |

代表取締役 和泉浩平 |